

10月1日から料金を改正

使用料・利用料・一部の手数料に消費税を転嫁

10月1日から消費税率が地方消費税とあわせて8%から10%に引き上げられます。これにより、これまで消費税転嫁を行っていた使用料や利用料などに増税分2%の転嫁を行い、料金を改正します。改正後の料金など詳細は、各担当課にお問い合わせください。

◆転嫁するもの

公共施設の使用料・利用料・一部の手数料や水道料金、下水道使用料など(別表参照)

◆転嫁しないもの

自治体が法令に基づいて行う事務で、その手数料の徴収が法令に基づいて行われるもので、法令改正が行われないもののうち、許可・検査・公文書の交付などの役務の提供など

転嫁する項目	担当課	電話
コミュニティプラザに係る利用料金	商工振興課	☎ 7150-6085
高齢者趣味の家に係る陶芸用電気炉利用料	高齢者支援課	☎ 7150-6080
一般廃棄物処理手数料	クリーンセンター	☎ 7157-7411
リサイクルプラザ・プラザ館に係る使用料		
公園・有料公園施設・市民総合体育館に係る使用料、利用料 および1カ月未満の占用料	みどりの課	☎ 7150-6092
	スポーツ振興課	☎ 7157-2225
自転車駐車場使用料	道路管理課	☎ 7150-6093
生涯学習センターに係る利用料	生涯学習課	☎ 7150-6106
スターツおおたかの森ホールに係る利用料		
市民プールに係る利用料(回数券のみ)	スポーツ振興課	☎ 7157-2225
流山ぐりーんバス運賃	都市計画課	☎ 7150-6087
文化会館・各公民館の使用料および利用料	公民館	☎ 7158-3462
南流山センターに係る利用料		
おおたかの森センターに係る利用料		
森の図書館会議室等利用料	図書・博物館	☎ 7159-3434
博物館の特別展示観覧料		
一茶双樹記念館に係る観覧料および利用料		
杜のアトリエ黎明に係る利用料金		
水道料金	経營業務課	☎ 7159-5315
下水道使用料		
給水申込納付金	水道工務課	☎ 7159-3233
屋外タンク貯蔵所に係る設置許可審査手数料	消防本部予防課	☎ 7158-0270
一部転嫁する項目	担当課	電話
流山市行政財産使用料条例に係る建物使用料および1カ月未満の土地使用料	財産活用課	☎ 7150-6069
平日夜間・休日診療所の使用料の一部	健康増進課	☎ 7154-0331
流山市占用料条例に係る1カ月未満の占用料	道路管理課	☎ 7150-6093